

子ども館整備基本構想

令和元年 5 月

野 田 市

児童家庭部 児童家庭課

目 次

第1章 基本構想の策定にあたって	1
1 基本的な考え方	1
2 基本的事項	2
(1) 子ども館の位置付け	2
(2) 子ども館建設概要	2
3 現状と課題	2
(1) 野田市における子ども館の状況	2
(2) 子ども館の主な活動	4
(3) 子ども館の利用状況	4
(4) 既存子ども館の課題	5
第2章 施設の目指す姿	6
1 基本コンセプト	6
2 基本的な考え方	6
(1) 子どもたちの「遊び」「学び」の場	7
(2) 子どもたちの体力増進の場	7
(3) 中高生の子どもたちに対する育成機能の場	7
(4) 子どもたちの相談窓口	7
(5) 保護者同士の交流の場	7
(6) 多世代市民の交流の場	7
3 基本方針	7
(1) 運営の基本方針	7
(2) 施設整備の基本方針	8
4 各エリアの区分と機能	9
(1) 各エリアの区分	9
(2) 各エリアの機能	10

第3章 運営の目指す姿	12
1 基本方針	12
2 運営方法	12
3 より魅力的な子ども館の運営のための3つのメッセージ	12
(1) 子どもたちへ	13
(2) 子育て世代のみなさんへ	14
(3) ボランティアや市民のみなさんへ	14
第4章 基本構想の推進	15
1 基本構想推進の基本方針	15
2 子ども館整備に向けた庁内検討会の設置	15
3 整備スケジュール	15
《参考資料》	
1 市民からの意見の整理について	16
2 検討会及び説明会等の実施状況	17

第1章 基本構想の策定にあたって

1 基本的な考え方

少子化や核家族化の進行、女性の社会進出による共働き家庭の増加、地域の相互扶助機能の弱体化などにより、子どもを取巻く環境は大きく変化しています。こうした社会変化は、子ども同士の交流機会の減少をもたらし、保護者の子育てに対する不安や悩み、孤立感による育児ストレスなどを招いています。

次世代を担う子どもたちが、心身ともに健やかに、たくましく成長していくことは誰もが願っているところですが、そのためには、他人を思いやる心や感動する心、ふるさとの自然や生命を愛する心を育み、豊かな人間性や社会性を養うために、多様な交流や経験機会を提供する場の整備が欠かせません。そして、子どもと保護者が安心して気軽に仲間と交流し、安らぐことのできる場や仕組みづくりも急務となっています。

こうした中で、異年齢の子どもたちが集う子ども館は、子どもたちの育ちに必要な「遊び」と「学び」を提供する最適な場となっています。

また、子ども館はさまざまな保護者同士が安心して気軽に仲間と交流できる場であるとともに、子どもたちの体験活動を市民が支え、多世代交流が図れる場など、子育て支援の拠点、地域交流の拠点としての役割を持つことが期待されています。

既存の子ども館は、地域密着型の小型児童館として整備されているため、多様化するニーズに応えるには施設が狭いことなどから、18歳までの全ての子どもたちの健全育成の拠点となる子ども館の整備が望まれています。

このような中、平成27年度に策定された「野田市総合計画」において、「子どもの健全育成と子育て環境の充実」として位置付けられています。本基本構想は、野田市の子どもたちと子育て世代を支援する拠点として子ども館整備に向け、整備方針、施設の機能、規模など、基本的な枠組みを定めるために策定するものです。

なお、本基本構想を基に、今後、施設整備の設計業務を行いますが、基本構想が設計を進める中で施設の機能、規模などを制約するものではありません。

2 基本的事項

(1) 子ども館の位置付け

中核となる新たな子ども館は、「野田市総合計画」に基づき、子育て中の親が安心して働くことのできる環境整備や、保育環境の充実を図るため、子育て支援や子どもたちの健全育成を図る拠点として整備します。

また、既存の子ども館とも連携し、ネットワークの中核としての機能を持たせます。

(2) 子ども館建設概要

①建設予定地

野田市清水 1122 番地 1 他
敷地面積 約 8,400 m²

②延べ床面積 約 1,000 m²

③建設予定年度

令和 2 年度～令和 3 年度

3 現状と課題

(1) 野田市における子ども館の状況

子ども館は、児童福祉法第 40 条に規定する児童厚生施設の一つで「児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする」施設です。本市には、6 か所の子ども館があります。

既存の子ども館は、施設規模が小さく古いことで制約を受けることが多くあります。また、教室で行うプログラムについては、「学びの拠点」として更なる創意工夫が必要であり、教室以外にも子育て支援に係る様々な事業に取り組む必要があります。

①利用者の推移

6 館ある子ども館の利用者数の推移は、平成 28 年度までは増加傾向で推移していましたが、29 年度は減少しています。

②利用者の内訳

平成 29 年度の利用者 77,676 人の内訳は、幼児が 22.4%、小学生低学年 16.2%、小学生高学年 26.8%、中高生が 11.7%、保護者等の大人が 22.9%となっており、幼児は保護者と来館することから、幼児とその保護者、小学生高学年の利用割合が高くなっています。

③施設の状況

施設規模が小さいことから、乳幼児や小学生との利用のすみわけが難しい状況です。また、施設が古いことから、授乳室等の施設もなく、ユニバーサルデザインの視点もないことなどから、安全に安心して遊べる近隣市の比較的新しい大型児童館を利用する保護者が多くいます。

- ・小学生等が来館している時に、乳幼児が安心して遊べるスペースがありません。
- ・授乳室やおむつ替えが安心してできるスペースがありません。
- ・中高生が遊び学べる施設がありません。
- ・洋式トイレが設置されていない施設があります。
- ・オープンスペース等気兼ねなく休憩できるスペースがありません。
- ・夏季に外遊びができるような水遊びの施設がありません。

④教室の状況

午前の時間帯は、子育て支援事業を年齢別に曜日を分けて実施しています。

午後の時間帯は、異年齢の子どもを対象とした教室等も開催している等近隣市と比較して大きな違いはありませんが、「学びの拠点」となる子ども館としては、更なる工夫が必要であり、他市の児童館や児童福祉関係施設等の情報を参考にプログラムを検討する必要があります。

- ・午前中は、年間を通し、乳幼児の年齢別教室を開催。
- ・土曜日の午後は、年間を通じ、小学生を対象とした教室を開催。
- ・午後は、月単位等でテーマを決め、小学生を対象に事業を実施。
- ・夏休みは、小学生を対象に工作等の教室を開催（一部有料）。
- ・季節に応じたイベントを実施。
- ・6館合同による事業を年数回実施。

⑤教室以外の状況

教室として定期に行う事業の他に、児童厚生員が、来館者の相談等に対応していますが、子育ての悩み相談や保護者の交流を図るサロン等を

事業としては実施していません。また、社会福祉協議会によるボランティアは実施していますが、市民等のボランティア活用が少ないことから、地域の交流が図れていません。

(2) 子ども館の主な活動

①通年開催（各 20～25 組程度参加）

- ・親子サークル（0 歳・1 歳・2 歳）
各年齢別の親子対象で週 1 回スキンシップや親子遊び実施
- ・教室
3 歳～就学前「親子体操」（月 1 回開催）
- ・小学生
週 1 回ゲームや工作などを実施

②スポット開催

- ・夏休み工作教室（小学生対象）
- ・デイキャンプ（夏休み期間中に小学生対象にゲームや食事/社協紹介の高校生ボランティアが参加）
- ・子ども館まつり（地域対象で模擬店など/社協紹介の一般ボランティア参加）
- ・6 館合同行事（紙ヒコーキ大会、ビーチボールバレー大会、子育て支援講演会、凧揚げ大会、人形劇鑑賞会、ミステリーハイクなど）
＊ 子育て支援講演会は親子サークルの保護者が企画や運営に参加しています。
- ・移動子ども館（地域の公園で遊びの指導やゲームを行っています。）

(3) 子ども館の利用状況

（単位：人）

年度	中央	うめさと	谷吉	山崎	七光台	関宿	合計
平成 24 年度	14,978	12,407	9,752	8,620	16,171	9,262	71,190
平成 25 年度	14,960	9,960	11,263	10,440	13,413	9,720	69,756
平成 26 年度	16,292	10,175	11,428	11,281	15,400	12,602	77,178
平成 27 年度	14,603	11,684	12,086	11,547	17,630	12,189	79,739
平成 28 年度	15,404	12,269	13,782	12,562	19,046	10,532	83,595
平成 29 年度	16,313	10,948	13,046	10,174	17,863	9,332	77,676
平成 30 年度	19,064	11,919	13,234	8,824	21,397	7,252	81,690

(4) 既存子ども館の課題

①施設の規模に起因する課題

- ・異年齢交流の制約

小学生が来館している場合に、同時に乳幼児が安全に遊べ、交流できる場所がない状況です。

- ・広域利用の制約

地域的な配置バランス（南部地区に2施設、北部地区に2施設）、公共交通機利用の場合の利便性（特に七光台、谷吉、関宿）の問題などにより、広域的な利用には適していません。

- ・中高生の利用の制約

規模が小さいことから、中学生以上の利用に対応できる設備がない状況です。

②事業等の取組による課題

- ・日常的な運営に参加するボランティアの育成

これまで、日常の子ども館運営でボランティアを積極的に活用、育成はしていないため、行事等の際に、社会福祉協議会を通じた一般ボランティアしか受け入れていませんでした。

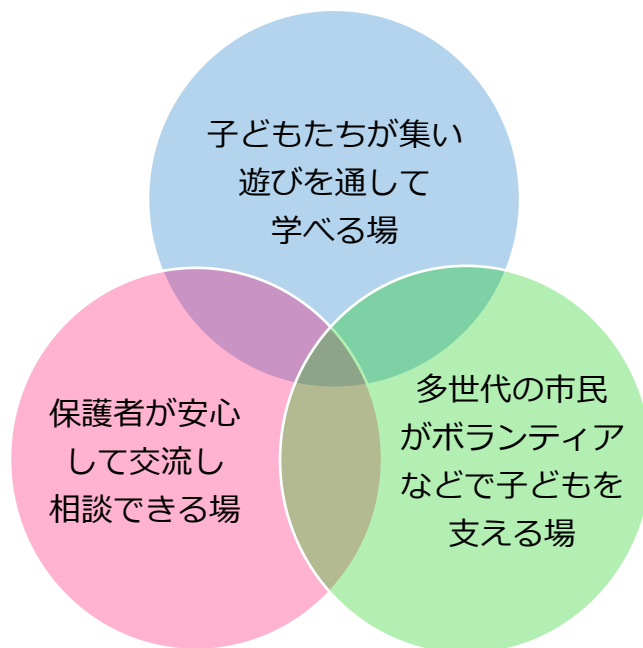
- ・地域子育て支援拠点としての事業

既存子ども館では、一部の保育所に併設されている「地域子育て支援センター」や NPO が運営する「子育てサロン」で実施している常設的な相談機能がありません。また、親子サークルの活動はあるものの、その後の保護者同士の自主的な交流が活発ではないため、「拠点」としてこれらを取り入れたいと考えています。

第2章 施設の目指す姿

1 基本コンセプト

子ども館は、野田市総合計画における「子どもの健全育成と子育て環境の充実」に基づき、次のとおり整備に向けコンセプトを定めます。



野田市が整備する子ども館は、子どもたちに健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に、様々な年齢の子どもたちが集い、子どもの成長に必要な遊びを通して学べる場として、また、保護者同士が安心して気軽に交流できる場として、更には、子どもたちの体験活動を市民が支え、多世代の交流が図れる場として、子育て支援や地域交流の拠点となり、楽しく遊びながら学ぶことができる魅力ある施設として整備します。

2 基本的な考え方

年齢や所属の枠を超え、地域の子どもたちが自由に来館し、一緒に交流することで、社会性、自主性、創造性等を学ぶ拠点としての施設であるとともに、子育て支援を通じて保護者の交流や地域社会の交流の拠点となるような施設として、具体的には、基本コンセプトを実現するため、次の6つの考え方にに基づき子どもたちの健全育成を図ります。

(1) 子どもたちの「遊び」「学び」の場

子ども同士の交流機会が少なくなっている中で、遊びを通して友達づくりの場を提供することで、社会性、自主性、創造性を育む学びの場、また、天候に関係なく子どもたちが安全に安心して遊ぶことができる場を提供します。

(2) 子どもたちの体力増進の場

子どもたちの体力低下が懸念される中、運動遊び用の機材等を用意するとともに体力増進指導を行い、遊びを通して体力を増進することができる場を提供します。

(3) 中高生の子どもたちに対する育成機能の場

中高生が自主的に活動する場を提供するとともに、子ども館でのボランティア活動等への参加を促し異年齢交流の機会を創出します。

(4) 子どもたちの相談窓口

子どもたちが安心して何でも相談できる窓口機能を持たせ、相談内容により関係機関と連携し適切に対応します。

(5) 保護者同士の交流の場

子ども同士の関わり合いを通して、保護者同士が語り合い、子育てに関する情報交換を行うなど、保護者同士の交流、仲間づくりの場であるとともに子育てに関する不安や悩みを気軽に相談できる場を提供します。

(6) 多世代市民の交流の場

中高生を含めた多くのボランティア等の市民が様々な活動に企画・参加することで、多世代の市民が交流する場を提供します。

3 基本方針

(1) 運営の基本方針

多様化する市民ニーズに効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用し、市民サービスの向上と経費の削減等を図るため、指定管理者制度により運営を行います。

①異年齢の子どもたちが一緒に参加できるプログラムの提供や指導

小学生が集団の中でリーダーとなり、未就学児等の面倒を見ることがや
与えられた遊びや遊具等の中で自ら工夫し、新しい遊びを創ることがで
きるなどの効果が期待できるプログラムの提供や指導を目指します。

②市民と行政の協働による事業運営を目指します

市民に親しまれる魅力ある施設とするため、市民が事業に参画する事
業運営を目指します。

ボランティアに関心のある市民が、子どもの育ちを応援する活動を通
して生きがいや遣りがいを感じられる場の提供を目指します。

児童ボランティア（小学生から高校生）を育成し、異年齢児との遊び
やイベントの企画運営など、子どもたちの自主性や社会性の育成を目指
します。

子どもの保護者同士の交流、仲間づくりの場を提供するとともに、子
どもや保護者に対する相談・援助を行い、地域における子育て家庭を支
援します。

③子育て支援拠点や民間団体と連携した運営を目指します

子育てや児童育成の専門機関や民間団体などと連携し、専門性の高い
事業やプログラムの実施を目指します。

④既存の子ども館とのネットワーク拠点を目指します

先進的な専門性の高い事業や特徴あるプログラムに取り組み、優れた
事業等を既存の子ども館にフィードバックすることで市内全体の子ど
も館事業のレベルアップを目指します。

（２）施設整備の基本方針

①対象年齢に応じた「遊び」のスペースと異年齢交流できる「遊び」の
スペースを分離するなど、子どもたち全てが安全に安心して過ごせる場
となるような空間（部屋）づくりを目指します。

②隣接する既存施設等の活用を含め、多様な利用ニーズに応えられるよ
う様々なプログラムに対応できる空間づくりを行います。

③開放的で利用しやすいぬくもりのある空間づくりを目指します。

④隣接する公共施設や周囲の自然環境と連携できる施設整備を進めます。

⑤来館者すべての人に優しいバリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した施設整備を進めます。

⑥妊婦や乳幼児などの配慮が必要な方で、小中学校等の体育館等での避難所生活が困難な方が安心して避難生活ができるようバリアフリー化やプライバシーに配慮するとともに、自家発電やLPガス対応の設備を備えるなどライフラインの確保を図ります。また、屋外に給水手動ポンプやかまどベンチなどの設備を配置します。

4 各エリアの区分と機能

施設整備の基本方針に基づき、事業エリア、共有エリア、管理エリア、野外エリアの4つで構成します。

なお、エリアについては、各室に求める機能をもとに区分したものであり、最適な施設配置や規模については、今後も検討を行っていきます。

(1) 各エリアの区分

区分	施設内容
事業エリア	オープンスペース ・乳児コーナー（授乳オムツ替え室含む）・幼児コーナー ・体育遊戯室（プレイルーム）・図書コーナー ・パソコンコーナー（学習スペース） 個室スペース ・創作室 ・調理室 ・音楽スタジオ ・視聴覚室 ・集会室 ・静養室 ・相談室
共有エリア	オープンスペース ・玄関ホール ・多目的ホール ・ロビー ・廊下 個室スペース ・トイレ ・倉庫等
管理エリア	オープンスペース ・事務室 個室スペース ・給湯室
屋外エリア	・水遊び場 ・芝生広場 ・緑地 ・駐輪場 ・駐車場 ・防災設備

(2) 各エリアの機能

○事業エリア

施設	整備方針・機能
乳児コーナー (授乳室含む)	・乳児が体を動かして自由に遊べる安全なスペースを併設し、親子で楽しめる空間 ・授乳やおむつ替えのスペース等の確保 ・床は、クッション性のあるものを使用
幼児コーナー	・就学前の児童が安全に安心して遊べるスペース
体育遊戯室 (プレイルーム)	・多目的に自由に遊ぶことができるスペース ・ボール遊びが可能な広さと高さの確保 ・ヒップホップダンスや親子でヨガ等ができるサークルや教室に活用できるスペース ・ボルダリングなど壁面の利用 ・遊具などを収納する器具庫の設置
図書コーナー	・中高生まで楽しむことができる図書の設置 ・赤ちゃん絵本や児童図書コーナーの設置 ・読み聞かせを行う場としての利用
パソコンコーナー (学習スペース)	・パソコンを設置 ・Wi-Fi が接続できる仕様
創作室	・工作体験活動や親子で創作活動等を行うスペース ・給排水設備の設置
調理室	・厨房設備の設置 ・子どもの利用に配慮した設備 ・食育指導等に利用できる仕様
音楽スタジオ	・バンド演奏に対応した防音機能を備えた設備
視聴覚室 (操作室含む)	・プロジェクターや DVD 等の AV 機器を備えた設備 ・演奏会などの活動も視野に入れる
集会室	・子育てする保護者や地域活動を行う団体・ボランティア等の活動や交流の場として利用できる設備
静養室	・静養が必要な方が利用するスペース
相談室	・利用者のプライバシーが確保され、子どもたちや保護者からの相談に対応するスペース

○共有エリア

施設	整備方針・機能
玄関ホール 多目的ホール ロビー	・事務室から様子が確認できる仕様 ・作品展示やイベント告知等に使えるスペースの確保 ・開放されたスペースで来館者が休息できるスペース ・ベビーカー等が置けるスペースの確保 ・荷物を収納できるロッカーの設置
廊下	・作品展示等ができるスペースの確保
トイレ	・幼児用や障がい者用多目的トイレを設置
倉庫	・遊具などが収納するスペース

○管理エリア

施設	整備方針・機能
事務室 (給湯室含む)	・指導員が受付や総合的な事務ができるスペース

○屋外エリア

施設	整備方針・機能
水遊び場	・夏場に水遊びができるエリアを確保
芝生広場	・裸足で遊べるエリアを確保
緑地	・景観や騒音低減として緑地の確保
駐輪場	・雨天時に対応できる屋根付の設備
駐車場	・ベビーカー等の利用者に配慮した駐車スペースの確保
防災設備	・かまどベンチ ・給水手動ポンプの設置
その他	・通路車道 ・エントランス等

第3章 運営の目指す姿

1 基本方針

子ども館は、次代を担う子どもたちが遊びを通して学び、心身ともに健やかに成長できる場として、また、子育てする保護者の交流の場として子育て支援の拠点となる運営を目指し、継続して検討を行います。

2 運営方法

子ども館は、子どもたちと子育てする保護者への支援拠点となる運営を目指し、行政改革大綱に基づき指定管理者による運営を基本としますが、ボランティアなどの多くの市民が子どもたちの体験活動を支え、多世代の交流が図れる場となるような工夫を検討します。

また、民間のノウハウを活用し、先進的な専門性の高い事業や特徴あるプログラムに取り組み、優れた事業等を既存の子ども館にフィードバックすることで市内全体の子ども館事業のレベルアップにつなげるためネットワークの構築を目指します。

3 より魅力的な子ども館の運営のための3つのメッセージ

整備に向けた基本コンセプトを実現するための考え方に基づき、子ども館をより魅力的な施設にするための運営プログラムとして、「子どもたち」「子育て世代」「ボランティアや市民」それぞれにメッセージとして分かりやすく伝えていきます。

(1) 子どもたちへ

生きる力



スポーツの世界では、よく「心技体」という言葉が使われますが、子どもたちが豊かな人生を送るためにも、子ども館ではコミュニケーション力（心）、学ぶ力（技）、体力（体）を意識したプログラムを展開します。

- 展開例**
- ・仲間づくり
 - ・協働作業
 - ・好奇心のサポート
 - ・野外活動

多様性 自己肯定感



子どもは十人十色。自分らしさを認めてもらえる安心感で自信をつかみます。障がいがあっても、学校に行けなくても、すべての子どもに、居心地のよい居場所を提供します。

- 展開例**
- ・居場所づくり
 - ・相談できる場所

未来の 選択肢



子ども館のプログラムを企画運営したり、プロの職業人や外国人とのふれあいを通して、社会や世界の広がりを感じ、未来や夢の選択肢を広げます。

- 展開例**
- ・プログラムの企画運営
 - ・職業体験、プロの職人との出会い

地域で 育つ体験



地域のボランティアや幅広い年齢との交流を通して、家庭や学校だけでは学べないことを体験します。

- 展開例**
- ・多世代、異年齢交流プログラム
 - ・ボランティア活動

食文化と ぬくもり



食卓を囲むことであたたかいふれあいを体験し、野田らしい食文化も味わいます。

- 展開例**
- ・オープンキッチン

(2) 子育て世代のみなさんへ

共有 共感



子育て中は孤立しがちで、時にはつらいこともあるけれど、仲間やスタッフ、地域の力を借りて、子育ての楽しさや喜び、大変さを共有、共感して行きます。

- 展開例**
- ・初めてでも参加しやすい企画
 - ・父親向けプログラム
 - ・専門職の巡回相談

協働



子ども向け、親子向けのプログラムを企画運営するなど、よりよい子ども館について、一緒に考え、作って行きます。

大人にとっても学びと実りある場に。

- 展開例**
- ・プレイセンター活動
(子どもの自由な遊びと、学び合う親たちの自主運営活動)

(3) ボランティアや市民のみなさんへ

プロセス を大切に



子ども館は、「ぼくらのストーリー」が生まれる場所。仲間と出会い、コミュニティが生まれ、山あり谷ありのストーリーが育っていく。結果ではなく、そのプロセスこそがかけがえのないものだと考え、一人一人のストーリーを大切にしていきます。

- 展開例**
- ・成長を記録する
 - ・チームでチャレンジする企画

ストーリー の発信



子どもたち、コミュニティー、子ども館がそれぞれ成長していくストーリーをホームページやSNSなどで発信します。

子ども館利用者以外の方にも、ワクワクドキドキを共有・共感していただけるようにします。

- 展開例**
- ・子ども館独自のホームページ
 - ・SNSの活用

地域の 応援

子どもたちが、野田で安心して育ち、自信をもって未来へはばたけるよう、地域で子どもの育ちを応援する活動につなげます。子ども館をきっかけとして地域への愛着を育みます。



第4章 基本構想の推進

1 基本構想推進の基本方針

基本構想の推進にあたっては、市民との情報共有や参画などを図り、庁内関係部署等と連携しながら、適正なスケジュール管理を行います。

2 子ども館整備に向けた庁内検討会の設置

子ども館の円滑な整備推進を図るため、副市長を座長として子どもに関わる関係課長が委員となる庁内検討会を設置し、子育て中の親が安心して働くことのできる環境整備や、保育環境の充実など、子育て支援や子どもたちの健全育成の拠点として中核となる子ども館整備に向けて、必要な諸課題の整理等に取り組みます。

また、利用する子どもたちや保護者、地域住民の意見が反映されるようニーズ把握に努め、運営に活かします。

3 整備スケジュール

令和元年度	基本構想策定 用地測量 地質調査 設計業務
令和2年度	設計業務 建築基準法第48条ただし書き許可申請・建築確認申請 建設工事
令和3年度	建設工事 備品購入
令和4年度	開館

《参考資料》

1 市民からの意見の整理について

新しい子ども館の整備について、「市長と話そう集会」での小中学生からの要望を始め、地元自治会や子ども館を利用されている保護者から多くのご意見やご提案をいただきました。

いただいたご意見等については、内容別にまとめ、子ども館整備基本構想の策定目的である「施設整備や運営に対する基本的な考え方を示す」という視点に基づき、反映の有無について区分により整理し策定の参考とさせていただきます。

主 な ご 意 見	区分
・室内や室外に遊具がほしい	○
・夏に水遊びができる設備がほしい	○
・トイレは洋式で子どもサイズのトイレもほしい	○
・お弁当などが食べられるスペースがほしい	○
・中高校生が利用したくなる設備がほしい	○
・勉強ができるスペースがほしい	○
・パソコンを置いて、インターネットで調べたり出来るようにしてほしい	○
・木陰が欲しい	○
・体育室は、時間やエリア分けをするなど、安全に遊べるようにしてほしい	○
・職員の目が届くような建物の構造にしてほしい	○
・遊び場を増やしてほしい	○
・雨の日でも室内で遊べる（運動できる）場所がほしい	○
・室内でバスケットや卓球ができるスペースがほしい	△
・大学生などがボランティアで小学生に勉強を教えるなどしてほしい	△
・カードで入退館を管理し、親にもメールが届くようにしてほしい	△
・バスケットゴールを設置してほしい	△
・高低差があるが、敷地全体の一体的な土地利用の工夫をしてほしい	△
・斜面を利用し2階建で建設すれば敷地分断にならない	△
・平屋で建設するのであれば、木造が良い	△
・温水プールがほしい	×
・七光台の小学校区内に新しく子ども館を建ててほしい	×

○ … 基本構想の考え方に反映できる意見

△ … 設計や運営の中で検討する必要がある意見

×

2 検討会及び説明会等の実施状況

開催日	内 容	会 場
H29. 10. 1～ 11. 30	市長と話そう集会	各小中学校
H30. 7. 22	地元自治会説明会	清水保育所
H30. 10. 3～ 11. 30	市長と話そう集会	各小中学校
H30. 12. 25	第1回子ども館整備に向けた庁内検討会	市役所
H31. 1. 23	第2回子ども館整備に向けた庁内検討会	市役所
H31. 2. 8	第3回子ども館整備に向けた庁内検討会	市役所
H31. 2. 13	子ども館利用者説明会（七光台子ども館）	七光台子ども館
H31. 2. 14	子ども館利用者説明会（山崎子ども館）	山崎子ども館
H31. 2. 15	子ども館利用者説明会（うめさと子ども館）	うめさと子ども館
H31. 2. 20	子ども館利用者説明会（関宿子ども館）	関宿子ども館
H31. 2. 21	子ども館利用者説明会（谷吉子ども館）	谷吉子ども館
H31. 2. 22	子ども館利用者説明会（中央子ども館）	中央子ども館
H31. 4. 12	第4回子ども館整備に向けた庁内検討会	市役所
H31. 4. 25	第5回子ども館整備に向けた庁内検討会	市役所